

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品，診療・療養費等材料，給食用材料，補装具製作材料

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 建物・構築物・機械及び装置・車輛運搬具並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については，残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし，耐用年数到来後も使用する場合には，備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

残存価額をゼロとし，定額法による減価償却

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

金銭債権の内，徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し，実法人負担額とは，社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌年に支給する賞与のうち，支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し、社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員については、上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式，第二号第一様式，第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式，第二号第二様式，第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式，第二号第三様式，第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式，第二号第三様式，第三号第三様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式，第二号第三様式，第三号第三様式）
当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部事務局拠点区分（社会福祉事業）

「法人本部事務局」

「看護師等奨学資金貸付事業」

イ 若草園拠点区分（社会福祉事業）

「若草園」

「児童発達支援センター若草園」

「若草園短期入所事業」

ウ 若草療育園拠点区分（社会福祉事業）

「若草療育園」

「若草療育園短期入所事業」

エ あけぼの拠点区分（社会福祉事業）

「あけぼの」

「あけぼの短期入所事業」

オ スポーツ交流センター拠点区分（社会福祉事業）

「スポーツ交流センター」

カ 福山若草育成園拠点区分（社会福祉事業）

「児童発達支援センター福山若草育成園」

「福山若草園障害児多機能型サービス事業」

キ 福山若草療育園拠点区分（社会福祉事業）

「福山若草療育園」

「福山若草療育園短期入所事業」

「福山若草園重症心身障害児（者）多機能型サービス事業」

「福山若草園実習宿泊施設管理運営事業」

ク 松陽寮拠点区分（社会福祉事業）

「松陽寮」

「松陽寮短期入所事業」

「障害者療育支援センター管理棟」

ケ わかば療育園拠点区分（社会福祉事業）

「わかば療育園」

「わかば療育園短期入所事業」

- 「わかば療育園重症心身障害児（者）多機能型サービス事業きらら」
- 「わかば療育園障害児多機能型サービス事業はみんぐ」
- コ 障害者リハビリテーションセンター相談支援事業拠点区分（社会福祉事業）
 - 「障害者リハビリテーションセンター相談支援事業」
- サ 医療センター拠点区分（公益事業）
 - 「医療センター」
- シ 高次脳機能センター拠点区分（公益事業）
 - 「高次脳機能センター」
 - 「高次脳機能障害支援体制整備事業」
- ス 研修宿泊施設管理運営事業拠点区分（公益事業）
 - 「研修宿泊施設管理運営事業」
- セ 職員宿舍管理運営事業拠点区分（公益事業）
 - 「職員宿舍管理運営事業」
- ソ 障害児等療育支援事業拠点区分（公益事業）
 - 「障害児等療育支援事業」
- タ 医療的ケア児等在宅生活支援事業（公益事業）
 - 「医療的ケア児等在宅生活支援事業」
- チ 療育手帳に係る心理検査及び調査事業（公益事業）
 - 「療育手帳に係る心理検査及び調査事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計	10,000,000	0	0	10,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	16,865,240	10,319,930	6,545,310
構築物	9,517,011	3,854,771	5,662,240
機械及び装置	4,745,775	4,372,280	373,495
車輛運搬具	26,722,246	22,440,818	4,281,428
器具及び備品	76,942,661	45,124,563	31,818,098
リース資産	269,683,480	113,471,555	156,211,925

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
合 計	404,476,413	199,583,917	204,892,496

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	1,008,214,506	3,819,628	1,004,394,878
合 計	1,008,214,506	3,819,628	1,004,394,878

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人 等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

財務会計システム、適温配膳車、支援費システム、医事会計システム、院内ネットワークPC、

- 薬品在庫管理システム，放射線画像情報システム，勤怠管理システム，パソコン，電子カルテシステム，パソコン等OA機器，電子カルテ診断書作成システム，ファイルサーバー
- (b) リース資産の減価償却の方法
2. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

- (イ) オペレーティング・リース取引
該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 構築物並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

該当なし

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

該当なし

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し、実法人負担額とは、社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し、社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員については、上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 本部事務局拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））
 - 「法人本部事務局」
 - 「看護師等奨学資金貸付事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））
 - 「法人本部事務局」
 - 「看護師等奨学資金貸付事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計	10,000,000	0	0	10,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
構築物	1,442,385	1,442,384	1
器具及び備品	500,000	0	500,000
リース資産	8,412,173	6,754,284	1,657,889
合 計	10,354,558	8,196,668	2,157,890

9. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

財務会計システム、勤怠管理システム、パソコン等OA機器、ファイルサーバー

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品，診療・療養費等材料，給食用材料
最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 車輛運搬具並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については，残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし，耐用年数到来後も使用する場合には，備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

該当なし

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

金銭債権の内，徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し，実法人負担額とは，社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち，支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し，社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員については，上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 若草園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））
 - 「若草園」
 - 「児童発達支援センター若草園」
 - 「若草園短期入所事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））
 - 「若草園」
 - 「児童発達支援センター若草園」
 - 「若草園短期入所事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は，以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
車輛運搬具	3,897,176	3,897,174	2
器具及び備品	3,159,677	2,303,612	856,065
リース資産	6,915,735	2,386,630	4,529,105
合 計	13,972,588	8,587,416	5,385,172

9. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	102,880,933	296,307	102,584,626
合 計	102,880,933	296,307	102,584,626

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益は，以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産，負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

支援費システム，院内ネットワークPC，勤怠管理システム，パソコン等OA機器，電子カルテ診断書作成システム，ファイルサーバー

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針(3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品，診療・療養費等材料，給食用材料

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 構築物・機械及び装置並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については，残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし，耐用年数到来後も使用する場合には，備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

該当なし

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

該当なし

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し，実法人負担額とは，社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち，支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し，社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員については，上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 若草療育園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））
 - 「若草療育園」
 - 「若草療育園短期入所事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））
 - 「若草療育園」
 - 「若草療育園短期入所事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は，以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
構築物	360,570	351,154	9,416
機械及び装置	1,632,750	1,540,057	92,693
器具及び備品	6,189,339	4,188,945	2,000,394
リース資産	5,195,837	1,969,831	3,226,006
合 計	13,378,496	8,049,987	5,328,509

9. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	120,275,143	0	120,275,143
合 計	120,275,143	0	120,275,143

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益は，以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産，負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

支援費システム，院内ネットワークPC，勤怠管理システム，パソコン等OA機器，電子カルテ診断書作成システム，ファイルサーバー

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針(3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

給食用材料

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 構築物並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

該当なし

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

金銭債権の内、徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し、実法人負担額とは、社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し、社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員については、上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) あげぼの拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））
 - 「あげぼの」
 - 「あげぼの短期入所事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））
 - 「あげぼの」
 - 「あげぼの短期入所事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は，以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
構築物	2,166,800	686,260	1,480,540
器具及び備品	1,991,328	891,278	1,100,050
リース資産	4,117,089	1,796,555	2,320,534
合 計	8,275,217	3,374,093	4,901,124

9. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	33,873,122	0	33,873,122
合 計	33,873,122	0	33,873,122

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

支援費システム、院内ネットワークPC、勤怠管理システム、パソコン等OA機器、ファイルサーバー

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 機械及び装置・車輛運搬具並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

該当なし

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

該当なし

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し、実法人負担額とは、社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し、社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員については、上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) スポーツ交流センター拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））
「スポーツ交流センター」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））
「スポーツ交流センター」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は，以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
機械及び装置	1,613,100	1,332,299	280,801
車輛運搬具	5,550,120	4,711,429	838,691
器具及び備品	290,460	190,459	100,001
リース資産	3,485,990	821,214	2,664,776
合 計	10,939,670	7,055,401	3,884,269

9. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	1,928,463	0	1,928,463
合 計	1,928,463	0	1,928,463

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

勤怠管理システム、パソコン等OA機器、ファイルサーバー

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針(3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品、診療・療養費等材料

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

残存価額をゼロとし、定額法による減価償却

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

該当なし

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し、実法人負担額とは、社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し、社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員については、上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 福山若草育成園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））
 - 「児童発達支援センター福山若草育成園」
 - 「福山若草園障害児多機能型サービス事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））
 - 「児童発達支援センター福山若草育成園」
 - 「福山若草園障害児多機能型サービス事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は，以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	1,288,320	442,948	845,372
リース資産	63,114,867	23,423,839	39,691,028
合 計	64,403,187	23,866,787	40,536,400

9. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	30,172,512	0	30,172,512
合 計	30,172,512	0	30,172,512

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

医事会計システム、支援費システム、勤怠管理システム、パソコン等OA機器、電子カルテシステム

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品，診療・療養費等材料，給食用材料

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 車輛運搬具並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については，残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし，耐用年数到来後も使用する場合には，備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

該当なし

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

金銭債権の内，徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し，実法人負担額とは，社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち，支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し，社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員については，上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 福山若草療育園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））

「福山若草療育園」

「福山若草療育園短期入所事業」

「福山若草園重症心身障害児（者）多機能型サービス事業」

「福山若草園実習宿泊施設管理運営事業」

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））

「福山若草療育園」

「福山若草療育園短期入所事業」

「福山若草園重症心身障害児（者）多機能型サービス事業」

「福山若草園実習宿泊施設管理運営事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は，以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
車輛運搬具	5,232,226	4,717,144	515,082
器具及び備品	12,847,886	6,345,326	6,502,560
リース資産	66,056,551	23,625,892	42,430,659
合 計	84,136,663	34,688,362	49,448,301

9. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	120,878,118	0	120,878,118
合 計	120,878,118	0	120,878,118

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益は，以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

医事会計システム，支援費システム，勤怠管理システム，パソコン等OA機器，電子カルテシステム，ファイルサーバー

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 建物・構築物・車輛運搬具並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

該当なし

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

該当なし

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し、実法人負担額とは、社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し、社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員については、上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 松陽寮拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））
 - 「松陽寮」
 - 「松陽寮短期入所事業」
 - 「障害者療育支援センター管理棟」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））
 - 「松陽寮」
 - 「松陽寮短期入所事業」
 - 「障害者療育支援センター管理棟」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は，以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	7,848,890	3,712,159	4,136,731
構築物	1,476,000	214,242	1,261,758
車輛運搬具	12,042,724	9,115,071	2,927,653
器具及び備品	15,421,043	14,728,501	692,542
リース資産	29,052,566	16,262,392	12,790,174
合 計	65,841,223	44,032,365	21,808,858

9. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	132,256,578	0	132,256,578
合 計	132,256,578	0	132,256,578

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益は，以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産，負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

適温配膳車，支援費システム，勤怠管理システム，パソコン，ファイルサーバー

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品、診療・療養費等材料

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 建物並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

残存価額をゼロとし、定額法による減価償却

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

金銭債権の内、徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し、実法人負担額とは、社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し、社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員については、上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) わかば療育園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式, 第二号第四様式, 第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))

「わかば療育園」

「わかば療育園短期入所事業」

「わかば療育園重症心身障害児(者)多機能型サービス事業きらら」

「わかば療育園障害児多機能型サービス事業はみんぐ」

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))

「わかば療育園」

「わかば療育園短期入所事業」

「わかば療育園重症心身障害児(者)多機能型サービス事業きらら」

「わかば療育園障害児多機能型サービス事業はみんぐ」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高は, 以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	9,016,350	6,607,771	2,408,579
器具及び備品	12,897,786	9,248,268	3,649,518
リース資産	14,929,082	6,066,637	8,862,445
合 計	36,843,218	21,922,676	14,920,542

9. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	132,651,194	179,622	132,471,572
合 計	132,651,194	179,622	132,471,572

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益は，以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産，負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

適温配膳車，支援費システム，勤怠管理システム，パソコン，ファイルサーバー

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - (ア) 建物・構築物・機械及び装置・車輛運搬具並びに器具及び備品
該当なし
 - (イ) ソフトウェア
該当なし
 - (ウ) リース資産
該当なし
- (4) 引当金の計上基準
 - (ア) 徴収不能引当金
該当なし
 - (イ) 退職給付引当金
該当なし
 - (ウ) 賞与引当金
該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者リハビリテーションセンター相談支援事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
「障害者リハビリテーションセンター相談支援事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））
「障害者リハビリテーションセンター相談支援事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
該当なし			
合 計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	1,187,719	0	1,187,719
合 計	1,187,719	0	1,187,719

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品，診療・療養費等材料，給食用材料，補装具製作材料
最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 構築物・機械及び装置並びに器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については，残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし，耐用年数到来後も使用する場合には，備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

残存価額をゼロとし，定額法による減価償却

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

金銭債権の内，徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し，実法人負担額とは，社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち，支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し，社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員については，上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 医療センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式, 第二号第四様式, 第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書 (別紙3 (㉑))
「医療センター」
- (3) 拠点区分資金収支明細書 (別紙3 (㉒))
「医療センター」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高は, 以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
構築物	3,756,256	845,732	2,910,524
機械及び装置	1,499,925	1,499,924	1
器具及び備品	20,854,614	5,283,021	15,571,593
リース資産	63,645,524	29,028,798	34,616,726
合 計	89,756,319	36,657,475	53,098,844

9. 債権額, 徴収不能引当金の当期末残高, 債権の当期末残高

債権額, 徴収不能引当金の当期末残高, 債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	264,276,213	805,610	263,470,603
合 計	264,276,213	805,610	263,470,603

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

院内ネットワークPC, 薬品在庫管理システム, 放射線画像情報システム, 勤怠管理システム, パソコン等OA機器, 電子カルテ診断書作成システム, ファイルサーバー

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品，給食用材料

最終仕入れ原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 器具及び備品

定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については，残存価額を取得価額の10%とする定額法ただし，耐用年数到来後も使用する場合には，備忘価額（1円）まで償却する。

(イ) ソフトウェア

該当なし

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価額をゼロとする定額法による減価償却

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

金銭債権の内，徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し，実法人負担額とは，社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌期に支給する賞与のうち，支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し，社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により，平成18年3月31日時点での在職職員については，上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 高次脳機能センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式, 第二号第四様式, 第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書 (別紙3 (㉑))
 - 「高次脳機能センター」
 - 「高次脳機能障害支援体制整備事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書 (別紙3 (㉒))
 - 「高次脳機能センター」
 - 「高次脳機能障害支援体制整備事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高は, 以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	329,400	329,399	1
リース資産	4,758,066	1,335,483	3,422,583
合 計	5,087,466	1,664,882	3,422,584

9. 債権額, 徴収不能引当金の当期末残高, 債権の当期末残高

債権額, 徴収不能引当金の当期末残高, 債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	63,610,069	2,538,089	61,071,980
合 計	63,610,069	2,538,089	61,071,980

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

(ア) ファイナンス・リース取引

(a) 有形リース資産の内容

院内ネットワークPC、勤怠管理システム、パソコン等OA機器、電子カルテ診断書作成システム、ファイルサーバー

(b) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり。

(イ) オペレーティング・リース取引

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - (ア) 建物・構築物・機械及び装置・車輛運搬具並びに器具及び備品
該当なし
 - (イ) ソフトウェア
該当なし
 - (ウ) リース資産
該当なし
- (4) 引当金の計上基準
 - (ア) 徴収不能引当金
該当なし
 - (イ) 退職給付引当金
該当なし
 - (ウ) 賞与引当金
該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 研修宿泊施設管理運営事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式, 第二号第四様式, 第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㊴))
「研修宿泊施設管理運営事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㊵))
「研修宿泊施設管理運営事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
該当なし			
合 計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - (ア) 構築物並びに器具及び備品
定額法による減価償却（備忘価額（1円）まで償却）
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については，備忘価額（1円）まで償却する。
 - (イ) ソフトウェア
該当なし
 - (ウ) リース資産
該当なし
- (4) 引当金の計上基準
 - (ア) 徴収不能引当金
該当なし
 - (イ) 退職給付引当金
該当なし
 - (ウ) 賞与引当金
該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 職員宿舍管理運営事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊸））
「職員宿舍管理運営事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊹））
「職員宿舍管理運営事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
構築物	315,000	314,999	1
器具及び備品	1,172,808	1,172,806	2
合 計	1,487,808	1,487,805	3

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - (ア) 建物・構築物・機械及び装置・車輛運搬具並びに器具及び備品
該当なし
 - (イ) ソフトウェア
該当なし
 - (ウ) リース資産
該当なし
- (4) 引当金の計上基準
 - (ア) 徴収不能引当金
該当なし
 - (イ) 退職給付引当金
該当なし
 - (ウ) 賞与引当金
該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 障害児等療育支援事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
「障害児等療育支援事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））
「障害児等療育支援事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
該当なし			
合 計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 建物・構築物・機械及び装置・車輛運搬具並びに器具及び備品

該当なし

(イ) ソフトウェア

該当なし

(ウ) リース資産

該当なし

(4) 引当金の計上基準

(ア) 徴収不能引当金

該当なし

(イ) 退職給付引当金

(a) 事業団退職給付引当金

職員が退職した場合の実法人負担額を計上する。

但し、実法人負担額とは、社会福祉法人広島県福祉事業団退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員に支給される額のことをいう。

(b) 従事者互助会退職給付引当金

広島県社会福祉従事者互助会退職共済掛金の累計額を計上する。

(ウ) 賞与引当金

翌年に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

但し、社会福祉法人広島県福祉事業団職員退職金規程において定められた退職金の経過措置により、平成18年3月31日時点での在職職員については、上記退職給付制度により支給される退職金との差額を支給する。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 医療的ケア児等在宅生活支援事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式，第二号第四様式，第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

- 「医療的ケア児等在宅生活支援事業」
 (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
 「医療的ケア児等在宅生活支援事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
 該当なし

7. 担保に供している資産
 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
該当なし			
合 計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	3,873,442	0	3,873,442
合 計	3,873,442	0	3,873,442

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - (ア) 建物・構築物・機械及び装置・車輛運搬具並びに器具及び備品
該当なし
 - (イ) ソフトウェア
該当なし
 - (ウ) リース資産
該当なし
- (4) 引当金の計上基準
 - (ア) 徴収不能引当金
該当なし
 - (イ) 退職給付引当金
該当なし
 - (ウ) 賞与引当金
翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 療育手帳に係る心理検査及び調査事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式, 第二号第四様式, 第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (Ⅱ))
「療育手帳心理検査及び調査事業」
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (Ⅹ))
「療育手帳心理検査及び調査事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は，以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
該当なし			
合 計			

9. 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益は，以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし